

公開情報

◇定款

平成 29 年 4 月 1 日現在の定款を公開いたします。

◇計算関係書類

平成 2 8 年度の計算関係書類を公開します。

◇役員報酬について

役員報酬は無報酬である。

◇現況報告書、

※ワムネットの財務諸表電子開示システムで公開しています。

社会福祉法人 のぞみ

定 款

これは、当法人の現行定款に相違ない。

理事長 洞庭 昭彦

社会福祉法人のぞみ 定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

第2種社会福祉事業 障害福祉サービス事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人のぞみという。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の障害児者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を石川県河北郡津幡町字加賀爪ハ120番地に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事2名、外部委員1名の合計3名で構成する。

- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ賛成することを要する。

(評議員の任期)

- 第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
 - 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

- 第8条 評議員は無報酬とする。ただし、その職務に要する費用の支払を、評議員会において別に定めるところにより支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

- 第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第10条 評議員会は、次の事項について決議する。
- (1) 理事及び監事の選任又は解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の額
 - (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 残余財産の処分
 - (7) 基本財産の処分
 - (8) 社会福祉充実計画の承認
 - (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第13条 評議員会に議長を置き、議長はその都度評議員の互選で定める。

2 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第2項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

5 第2項及び第3項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が、前項の議事録に署名または記名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員の数)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事6名以上8名以内
 - (2) 監事2名
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
 - 3 理事長以外の理事のうち、2名以内を業務執行理事とすることができる。

(役員を選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第19条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとし、増員された理事の任期は他の在任理事の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第21条 役員は無報酬とする。ただし、その職務に要する費用の支払を、評議員会において別に定めるところにより支給することができる。

(職員)

第22条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「管理者等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 管理者等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第23条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第24条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第25条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第26条 理事会に議長を置き、議長は理事長がこれにあたる。

- 2 前項において、理事長が不在の場合の議長は、その都度理事の互選で定める。
- 3 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の決するところによ

る。

- 4 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

- 第27条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名または記名押印する。

第6章 資産及び会計

（資産の区分）

- 第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の2種とする。
2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。
（1）石川県河北郡津幡町字加賀爪ハ120番地所在の鉄骨造合金メッキ鋼板葺平屋建授産施設建物1棟（224.28平方メートル）
（2）石川県河北郡津幡町加賀爪
ハ120番2（75.95平方メートル）
ハ120番3（286.89平方メートル）
ハ120番4（313.11平方メートル）
ハ23番8（0.56平方メートル）
所在の就労継続支援B型事業所ひまわり敷地
3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。
4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

（基本財産の処分）

- 第29条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、石川県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、石川県知事の承認は必要としない。
（1）独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
（2）独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に

係る担保に限る。)

(資産の管理)

第30条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第31条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第32条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）

(5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第33条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第34条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第35条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数の同意がなければならない。

第7章 解散

(解散)

第36条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第37条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第8章 定款の変更

(定款の変更)

第38条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、石川県知事の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を石川県知事に届け出なければならない。

第9章 公告の方法その他

(公告の方法)

第39条 この法人の公告は、社会福祉法人のぞみの掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第40条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	木上	勇
理 事	山崎	軍治
〃	飯田	妙子
〃	押	幸子
〃	大竹	智之
〃	松本	信行
監 事	西本	光男
〃	山崎	啓司

附 則

この定款は、平成15年12月15日より施行する。

附 則

この定款は、平成17年7月22日より施行する。

附 則

この定款は、平成18年3月15日より施行する。

附 則

この定款は、平成19年3月14日より施行する。

附 則

この定款は、平成22年2月3日より施行する。

附 則

この定款は、平成29年2月27日より施行する。
(平成29年2月27日付石川県指令障福第3448号にて石川県知事変更認可)

附 則

この定款は、平成29年4月1日より施行する。
(平成29年2月27日付石川県指令障福第3448号にて石川県知事変更認可)

社会福祉法人 のぞみ

定 款

これは、当法人の現行定款に相違ない。

理事長 洞庭 昭彦

社会福祉法人のぞみ 定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

第2種社会福祉事業 障害福祉サービス事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人のぞみという。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の障害児者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を石川県河北郡津幡町字加賀爪ハ120番地に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事2名、外部委員1名の合計3名で構成する。

- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ賛成することを要する。

(評議員の任期)

- 第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
 - 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

- 第8条 評議員は無報酬とする。ただし、その職務に要する費用の支払を、評議員会において別に定めるところにより支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

- 第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第10条 評議員会は、次の事項について決議する。
- (1) 理事及び監事の選任又は解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の額
 - (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 残余財産の処分
 - (7) 基本財産の処分
 - (8) 社会福祉充実計画の承認
 - (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第13条 評議員会に議長を置き、議長はその都度評議員の互選で定める。

2 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第2項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

5 第2項及び第3項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が、前項の議事録に署名または記名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員の数)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事6名以上8名以内
 - (2) 監事2名
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
 - 3 理事長以外の理事のうち、2名以内を業務執行理事とすることができる。

(役員を選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第19条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとし、増員された理事の任期は他の在任理事の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第21条 役員は無報酬とする。ただし、その職務に要する費用の支払を、評議員会において別に定めるところにより支給することができる。

(職員)

第22条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「管理者等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 管理者等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第23条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第24条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第25条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第26条 理事会に議長を置き、議長は理事長がこれにあたる。

- 2 前項において、理事長が不在の場合の議長は、その都度理事の互選で定める。
- 3 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の決するところによ

る。

- 4 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第27条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名または記名押印する。

第6章 資産及び会計

（資産の区分）

第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の2種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

（1）石川県河北郡津幡町字加賀爪ハ120番地所在の鉄骨造合金メッキ鋼板葺平屋建授産施設建物1棟（224.28平方メートル）

（2）石川県河北郡津幡町加賀爪

ハ120番2（75.95平方メートル）

ハ120番3（286.89平方メートル）

ハ120番4（313.11平方メートル）

ハ23番8（0.56平方メートル）

所在の就労継続支援B型事業所ひまわり敷地

- 3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

- 4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

（基本財産の処分）

第29条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、石川県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、石川県知事の承認は必要としない。

（1）独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

（2）独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に

係る担保に限る。)

(資産の管理)

第30条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第31条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第32条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）

(5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第33条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第34条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第35条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数の同意がなければならない。

第7章 解散

(解散)

第36条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第37条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第8章 定款の変更

(定款の変更)

第38条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、石川県知事の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を石川県知事に届け出なければならない。

第9章 公告の方法その他

(公告の方法)

第39条 この法人の公告は、社会福祉法人のぞみの掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第40条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	木上	勇
理 事	山崎	軍治
〃	飯田	妙子
〃	押	幸子
〃	大竹	智之
〃	松本	信行
監 事	西本	光男
〃	山崎	啓司

附 則

この定款は、平成15年12月15日より施行する。

附 則

この定款は、平成17年7月22日より施行する。

附 則

この定款は、平成18年3月15日より施行する。

附 則

この定款は、平成19年3月14日より施行する。

附 則

この定款は、平成22年2月3日より施行する。

附 則

この定款は、平成29年2月27日より施行する。
(平成29年2月27日付石川県指令障福第3448号にて石川県知事変更認可)

附 則

この定款は、平成29年4月1日より施行する。
(平成29年2月27日付石川県指令障福第3448号にて石川県知事変更認可)

法人単位資金収支計算書
(自) 平成28年 4月 1日 (至) 平成29年 3月31日

社会福祉法人のぞみ

(単位: 円)

勘定科目		予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	備考
事業活動による収支	収入				
	介護保険事業収入				
	老人福祉事業収入				
	児童福祉事業収入				
	保育事業収入				
	就労支援事業収入	2,701,000	2,778,687	△ 77,687	
	障害福祉サービス等事業収入	17,710,000	17,949,340	△ 239,340	
	生活保護事業収入				
	医療事業収入				
	その他の事業収入				
	借入金利息補助金収入				
	経常経費寄附金収入	30,000	20,000	10,000	
	受取利息配当金収入	39,000	16,689	22,311	
	その他の収入	1,077,000	1,076,300	700	
	流動資産評価益等による資金増加額				
	事業活動収入計(1)	21,557,000	21,841,016	△ 284,016	
	支出				
	人件費支出	11,355,000	11,242,683	112,317	
	事業費支出	1,590,000	1,351,721	238,279	
	事務費支出	1,522,000	1,362,284	159,716	
	就労支援事業支出	2,740,000	2,730,991	9,009	
授産事業支出					
利用者負担軽減額					
支払利息支出					
その他の支出	23,000	22,265	735		
流動資産評価損等による資金減少額					
事業活動支出計(2)	17,230,000	16,709,944	520,056		
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	4,327,000	5,131,072	△ 804,072		
施設整備等による収支	収入				
	施設整備等補助金収入				
	施設整備等寄附金収入				
	設備資金借入金収入				
	固定資産売却収入	10,000,000	10,000,100	△ 100	
	その他の施設整備等による収入				
	施設整備等収入計(4)	10,000,000	10,000,100	△ 100	
	設備資金借入金元金償還支出				
	固定資産取得支出	21,312,000	21,301,040	10,960	
	固定資産除却・廃棄支出				
ファイナンス・リース債務の返済支出					
その他の施設整備等による支出					
施設整備等支出計(5)	21,312,000	21,301,040	10,960		
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	△ 11,312,000	△ 11,300,940	△ 11,060		
その他の活動による収支	収入				
	長期運営資金借入金元金償還寄附金収入				
	長期運営資金借入金収入				
	長期貸付金回収収入				
	投資有価証券売却収入				
	積立資産取崩収入	8,000,000	8,000,000	0	
	その他の活動による収入				
	その他の活動収入計(7)	8,000,000	8,000,000	0	
	支出				
	長期運営資金借入金元金償還支出				
長期貸付金支出					
投資有価証券取得支出					
積立資産支出					
災害損失支出					
その他の活動による支出					
その他の活動支出計(8)	0	0	0		
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	8,000,000	8,000,000	0		
予備費支出(10)	100,000		100,000		
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	915,000	1,830,132	△ 915,132		
前期末支払資金残高(12)	18,453,906	18,453,906	0		
当期末支払資金残高(11)+(12)	19,368,906	20,284,038	△ 915,132		

法人単位事業活動計算書

(自) 平成28年 4月 1日 (至) 平成29年 3月31日

社会福祉法人のぞみ

(単位：円)

勘定科目		当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)
サービス活動増減の部	収益			
	介護保険事業収益			
	老人福祉事業収益			
	児童福祉事業収益			
	保育事業収益			
	就労支援事業収益	2,778,687	3,003,407	△ 224,720
	障害福祉サービス等事業収益	17,949,340	22,179,089	△ 4,229,749
	生活保護事業収益			
	医療事業収益			
	その他の事業収益			
	経常経費寄附金収益	20,000	4,441	15,559
	その他の収益	7,300		7,300
	サービス活動収益計(1)	20,755,327	25,186,937	△ 4,431,610
	費用			
人件費	11,242,683	9,725,425	1,517,258	
事業費	1,351,721	1,597,218	△ 245,497	
事務費	1,362,284	1,630,490	△ 268,206	
就労支援事業費用	2,730,991	2,931,910	△ 200,919	
授産事業費用				
利用者負担軽減額				
減価償却費	1,800,540	1,880,810	△ 80,270	
国庫補助金等特別積立金取崩額	△ 1,523,211	△ 1,605,156	81,945	
徴収不能額				
徴収不能引当金繰入				
その他の費用				
サービス活動費用計(2)	16,965,008	16,160,697	804,311	
サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)	3,790,319	9,026,240	△ 5,235,921	
サービス活動外増減の部	収益			
	借入金利息補助金収益			
	受取利息配当金収益	16,689	17,280	△ 591
	有価証券評価益			
	有価証券売却益			
	投資有価証券評価益			
	投資有価証券売却益			
	その他のサービス活動外収益	1,069,000	8,400	1,060,600
	サービス活動外収益計(4)	1,085,689	25,680	1,060,009
	費用			
	支払利息			
	有価証券評価損			
	有価証券売却損			
	投資有価証券評価損			
投資有価証券売却損				
その他のサービス活動外費用	22,265		22,265	
サービス活動外費用計(5)	22,265	0	22,265	
サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)	1,063,424	25,680	1,037,744	
経常増減差額(7)=(3)+(6)	4,853,743	9,051,920	△ 4,198,177	
特別増減の部	収益			
	施設整備等補助金収益			
	施設整備等寄附金収益			
	長期運営資金借入金元金償還寄附金収益			
	固定資産受贈額		360,000	△ 360,000
	固定資産売却益	100		100
	その他の特別収益			
	特別収益計(8)	100	360,000	△ 359,900
	費用			
	基本金組入額			
資産評価損				
固定資産売却損・処分損		3,008	△ 3,008	
固定資産除却・廃棄費用				
国庫補助金等特別積立金取崩額(除却等)				

	国庫補助金等特別積立金積立額			
	災害損失			
	その他の特別損失			
	特別費用計(9)	0	3,008	△ 3,008
	特別増減差額(10)=(8)-(9)	100	356,992	△ 356,892
	当期活動増減差額(11)=(7)+(10)	4,853,843	9,408,912	△ 4,555,069
繰差 越額 活の 動部 増 減	前期繰越活動増減差額(12)	13,466,937	11,058,025	2,408,912
	当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)	18,320,780	20,466,937	△ 2,146,157
	基本金取崩額(14)	0	0	0
	その他の積立金取崩額(15)	8,000,000	0	8,000,000
	その他の積立金積立額(16)	0	7,000,000	△ 7,000,000
	次期繰越活動増減差額 (17)=(13)+(14)+(15)-(16)	26,320,780	13,466,937	12,853,843

法人単位貸借対照表
平成29年 3月31日現在

社会福祉法人のぞみ

(単位:円)

資 産 の 部				負 債 の 部			
勘 定 科 目	当年度末	前年度末	増 減	勘 定 科 目	当年度末	前年度末	増 減
流動資産	20,704,299	18,997,566	1,706,733	流動負債	420,261	543,660	△ 123,399
現金預金	18,110,421	14,946,195	3,164,226	短期運営資金借入金			
現金	50,000	50,000	0	事業未払金	204,701	364,839	△ 160,138
預金	18,060,421	14,896,195	3,164,226	その他の未払金			
有価証券				支払手形			
事業未収金	2,409,823	3,940,838	△ 1,531,015	役員等短期借入金			
未収金				1年以内返済予定設備資金借入金			
未収補助金	42,605	49,743	△ 7,138	1年以内返済予定長期運営資金借入金			
未収収益				1年以内返済予定リース債務			
受取手形				1年以内返済予定役員等長期借入金			
貯蔵品				1年以内支払予定長期未払金			
医薬品				未払費用	142,516	136,097	6,419
診療・療養費等材料				預り金			
給食用材料				職員預り金	73,044	42,724	30,320
商品・製品				前受金			
仕掛品				前受収益			
原材料				仮受金			
立替金				賞与引当金			
前払金				その他の流動負債			
前払費用	141,450	60,790	80,660	固定負債			
1年以内回収予定長期貸付金				設備資金借入金			
1年以内精算予定長期前払費用				長期運営資金借入金			
短期貸付金				リース債務			
仮払金				役員等長期借入金			
その他の流動資産				退職給付引当金			
徴収不能引当金				長期未払金			
固定資産	61,578,338	60,077,838	1,500,500	長期預り金			
基本財産	45,181,542	35,852,514	9,329,028	その他の固定負債			
土地	20,831,000		20,831,000	負債の部合計	420,261	543,660	△ 123,399
建物	42,499,370	42,499,370	0	純資産の部			
減価償却累計額	△ 18,148,828	△ 16,646,856	△ 1,501,972	基本金	15,765,508	15,765,508	0
定期預金		10,000,000	△ 10,000,000	国庫補助金等特別積立金	24,276,088	25,799,299	△ 1,523,211
投資有価証券				その他の積立金	15,500,000	23,500,000	△ 8,000,000
その他の固定資産	16,396,796	24,225,324	△ 7,828,528	人件費積立金	3,000,000	3,000,000	0
土地				修繕積立金	2,000,000	2,000,000	0
建物				備品等購入積立金	3,000,000	3,000,000	0
構築物	358,800		358,800	施設整備等積立金	7,500,000	15,500,000	△ 8,000,000
機械及び装置				工賃変動積立金			
車輛運搬具	2,889,285	2,889,285	0	設備等整備積立金			
器具及び備品	4,472,280	4,361,040	111,240				
建設仮勘定				次期繰越活動増減差額	26,320,780	13,466,937	12,853,843
有形リース資産				(うち当期活動増減差額)	4,853,843	9,408,912	△ 4,555,069
減価償却累計額	△ 6,835,381	△ 6,565,163	△ 270,218				
権利							
ソフトウェア	11,812	40,162	△ 28,350				
無形リース資産							
投資有価証券							
長期貸付金							
退職給付引当資産							
長期預り金積立資産							
積立資産	15,500,000	23,500,000	△ 8,000,000				
人件費積立資産	3,000,000	3,000,000	0				
修繕積立資産	2,000,000	2,000,000	0				
備品等購入積立資産	3,000,000	3,000,000	0				
施設整備等積立資産	7,500,000	15,500,000	△ 8,000,000				
工賃変動積立資産							
設備等整備積立資産							
差入保証金							
長期前払費用							
その他の固定資産							
資産の部合計	82,282,637	79,075,404	3,207,233	純資産の部合計	81,862,376	78,531,744	3,330,632
				負債及び純資産の部合計	82,282,637	79,075,404	3,207,233